

(参考) 3月5日開催の都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会  
で使用了スライドからの主な修正点  
(2016.3.17 現在)

(3月8日までの主な修正点)

修正後の ページ	訂正前	訂正後
P.103		スライド「(9) 特定疾患療養管理料の取扱いの見直し」の追加
P.108	(例外の2つ目) 当該建築物において当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定すること。	(例外の2つ目) <u>在医総管</u> については、当該建築物において当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定すること。
P.114	在宅医療専門の医療機関について、 <u>機能強化型在支診</u> の施設基準に加え、以下の実績等を満たしている場合には、 <u>機能強化型在支診</u> と同様の評価を行う	在宅医療専門の医療機関について、 <u>在支診</u> の施設基準に加え、以下の実績等を満たしている場合には、 <u>在支診</u> と同様の評価を行う
P.172 P.173		[経過措置]を追加
P.174		特定入院料等算定病棟で20%減額の対象となる病棟に「地域移行機能強化病棟入院料」を追記
P.212		回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカム評価の内容をより詳細に記載
P.213		(4) 回復期リハビリテーション病棟体制強化加算の施設基準の見直しに関するスライドを追加
P.217		[算定要件]に⑤として以下を追加 ⑤ 専ら当該保険医療機関の従事者が訓練を行うものであり、訓練の実施について保険外の患者負担(公共交通機関の運賃を除く。)が発生しないものであること
P.238		認知症ケア加算の施設基準をより詳細に記載
P.247		「算定要件等について」の「長期入院後の患者だけでなく」を削除

P.248		遺伝学的検査の対象疾患に尿素サイクル異常症、マルファン症候群、エーラスダンロス症候群を追加
-------	--	-----------------------------------------------

(3月10日掲載分の主な修正点)

ページ	訂正前	訂正後
P.83,87,88,237	主治医	かかりつけ医
P.88	スライドのタイトルの修正 「かかりつけ医機能の評価」	スライドのタイトルの修正 「かかりつけ医機能の更なる評価」
P.94	[算定要件] ①対象患者は、継続的（4回以上～	[算定要件] ①対象患者は、4回以上～
P.94	準超重症に対する…	準超重症児に対する…
P.114	[主な開設要件] ②～を被験者に周知する	[主な開設要件] ②～を周知する
P.118	(表中) 医学管理の実績	(表中) 在宅医療の実績
P.119		参考資料（白本）のページ数を修正
P.121	主治医	医師
P.124	確立している術式	確立している術式
P.213		参考資料（白本）のページ数を追加

(3月11日掲載分の修正点)

ページ	訂正前	訂正後
P.118	小児在宅医療に積極的に取り組んでいる医療機関を評価する観点から、機能強化型の在支診・病の実績要件として、看取り実績だけでなく、重症児に対する <u>医学管理</u> の実績を評価する。	小児在宅医療に積極的に取り組んでいる医療機関を評価する観点から、機能強化型の在支診・病の実績要件として、看取り実績だけでなく、重症児に対する <u>在宅医療</u> の実績を評価する。
P.193	<u>P.189</u> に掲げる夜間看護体制の充実に関する項目のうち、～	<u>前掲</u> の夜間看護体制の充実に関する項目のうち、～
P.193	(表中の語句の修正) 夜間配置加算 1 夜間配置加算 2	(表中の語句の修正) 夜間 <u>看護</u> 配置加算 1 夜間 <u>看護</u> 配置加算 2
P.299	(タイトルの修正) 26. 届出	(タイトルの修正) 25. 届出

(3月17日掲載分の修正点)

ページ	訂正前	訂正後
P.102,112,203,209.270		パワーポイントからPDF化した際に生じたズレを修正（内容には変更なし）
P.106		参考資料（白本）のページ数を修正